

# JIS

## 土工機械—つり上げ及び固縛箇所— 性能要求事項

JIS A 8426 : 2019  
(ISO 15818 : 2017)  
(JCMA/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇 治 公 隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌 田 実	東京大学
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長 田 三 紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	槇 徹 雄	東京都市大学
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本建設機械施工協会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-5776-7858)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 つり上げ箇所	4
4.1 位置及び数	4
4.2 強度	4
5 固縛箇所	5
5.1 位置及び数	5
5.2 加速度係数	6
5.3 強度	7
6 つり上げ箇所及び固縛箇所－共通の要求事項	9
6.1 位置についての共通要求事項	9
6.2 材料要求事項	10
6.3 引抜き式器具	10
6.4 共通の器具	10
7 識別	10
8 つり上げ及び固縛の説明	10
9 検証	12
附属書 A (規定) 機械分解時のつり上げ及び固縛の所要情報	13
附属書 B (参考) 土工機械のつり上げ、積み付け、固縛及び輸送－方法及び推奨事項	14
附属書 C (参考) たすき掛け固縛配置での固縛箇所に作用する力の計算方法	19
解 説	21

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本建設機械施工協会（JCMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 土工機械—つり上げ及び固縛箇所—性能要求事項

## Earth-moving machinery—Lifting and tying-down attachment points— Performance requirements

### 序文

この規格は、2017年に第1版として発行された **ISO 15818** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

### 1 適用範囲

この規格は、**JIS A 8308** に定義する土工機械のつり上げ箇所及び固縛箇所の性能要求事項について規定する。

この規格は、製造業者が、そのためのつり上げ箇所又は固縛箇所を用いて個別につり上げるか又は固縛しようとしている土工機械の構成部品又は部分組立品にも適用する。

**注記 1** ある種の構成部品（例えば、タイヤ、車輪、履帯の組立品、油圧シリンダ）は、特定の固縛箇所がなくても確実に固縛できる。

この規格は、次の輸送方式に適用する。

- クレーンでのつり上げ（例えば、移動式クレーン、門形クレーン）
- 道路輸送（例えば、トラック、トレーラ）
- 鉄道輸送（例えば、コンテナ車、交換式荷台、セミトレーラ、トラックなどとの組合せ輸送を含む。）
- 海上輸送

この規格は、次の輸送方式には適用しない。

- 航空輸送
- 操車場での入換えとなる貨車に乗っている土工機械の鉄道輸送

**注記 2** 国家又は地域の規制が、より、厳しいことがある。

この規格は、機械を鉄道車両・作業船などの床面に取り付けて作業を行わせる場合の、機械の取付けについての要求事項を含まない。

**注記 3** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO 15818:2017**, Earth-moving machinery — Lifting and tying-down attachment points —  
Performance requirements (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。